一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20261008	FKロジスティクス株式会社（法人番号9210001010381） 代表者加藤信一郎	福井県坂井市坂井町木部新保第32号4番地1	丸岡営業所	福井県坂井市丸岡町玄女18字鶯久保7番地1	輸送施設の使用停止(197日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号	令和8年4月16日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号及び第2号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)損害賠償の支払能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第25条)	20	20
2	20261008	株式会社タカキュー（法人番号1080101008982） 代表者佐野寛	静岡県富士市大渕3685番地の1	本社営業所	静岡県富士市大渕字横山3685番地の1	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年6月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20261008	名阪急配株式会社（法人番号2180001075088） 代表者村井秀行	愛知県春日井市東野町9丁目7番地の1	豊橋サテライト	愛知県豊橋市高洲町字小島141-5	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年6月24日及び令和8年7月10日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	7	7
4	20261008	Od株式会社（法人番号1190001020151） 代表者上條直樹	三重県亀山市住山町505番地1	本社営業所	三重県亀山市住山町字笹尾505-1	輸送施設の使用停止(134日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和8年4月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	14	14

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20261008	株式会社CRS（法人番号5190001029924） 代表者柴垣知也	三重県四日市市別名6丁目4-13	岐阜営業所	岐阜県岐阜市加納城南通1丁目8-2ﾚｼﾞﾃﾞﾝｽﾐｷ202号室	輸送施設の使用停止(134日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年10月27日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)社会保険等未加入(貨物自動車運送事業法第25条)	14	14
6	20261013	丸和運輸倉庫有限会社（法人番号6200002009773） 代表者髙橋和幸	岐阜県養老郡養老町橋爪新宮野575-1	本社営業所	岐阜県養老郡養老町橋爪新宮野575-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和8年6月18日及び令和8年7月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)不正改造車両運行違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	2	2
7	20261013	丸中運輸株式会社（法人番号1180001007439） 代表者三浦礼一	愛知県名古屋市港区潮見町37-23	本社営業所	愛知県名古屋市港区潮見町37-23	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和8年6月30日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第23条の3)、(8)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8	20261014	大石梱包株式会社（法人番号9180001061123） 代表者安藤博昭	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目17番3号ﾒｲﾖﾝﾋﾞﾙ8階	豊田営業所	愛知県豊田市田籾町隠迫間605番地7	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項	令和8年9月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
9	20261016	有限会社清馬商店（法人番号2210002012508） 代表者伊牟田太治	福井県敦賀市木崎13号1番地の1	本社営業所	福井県敦賀市木崎13号1番1ひまわりﾋﾞﾙⅡ	輸送施設の使用停止(134日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和7年10月21日及び令和7年11月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	14	14
10	20261016	株式会社豊永（法人番号6190001020246） 代表者堀永一男	三重県伊賀市猪田6257番地の4	本社営業所	三重県伊賀市猪田字中川原6257番地の4	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年7月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	4	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
11	20261021	株式会社ダイコー商運（法人番号9080401002851） 代表者桑原陽一	静岡県浜松市中央区白鳥町308	本社営業所	静岡県浜松市中央区白鳥町字松下309	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年10月1日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)	0	0
12	20261026	敬和急行株式会社（法人番号3080101000533） 代表者中山雅博	静岡県沼津市大岡御供田1286-11	本社営業所	静岡県沼津市大岡字御供田1286-11	輸送施設の使用停止(86日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和8年6月4日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
13	20261026	有限会社出馬重機（法人番号1190002011208） 代表者出馬泰道	三重県志摩市阿児町甲賀4541-1	本社営業所	三重県志摩市阿児町甲賀字鴨多良4541-1	輸送施設の使用停止(89日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和8年4月24日、監査方針に基づいて、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	9	9
14	20261027	鉄興運輸株式会社（法人番号2080001008693） 代表者片瀬健	静岡県静岡市清水区村松1-4-40	本社営業所	静岡県静岡市清水区村松1-4-10	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	令和8年10月8日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(2)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年10月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
15	20261028	帝商産業株式会社（法人番号8210001002116） 代表者古川信之	福井県福井市門前2丁目811番地	本社営業所	福井県福井市門前町4字13-2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和8年6月30日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)点検整備記録簿等の未記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	1	1
16	20261028	株式会社スパイストラフィックス（法人番号6200003004229） 代表者中村剛	岐阜県羽島郡岐南町平成1-3岐南町商工会館ﾋﾞﾙ5F	本店営業所	岐阜県羽島郡岐南町平成1-3岐南町商工会館ﾋﾞﾙ5F	輸送施設の使用停止(46日車)、文書警告及び文書勧告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号	令和8年1月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号)、(2)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号)、(3)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号)、(4)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(6)事業者の氏名等の変更届出義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第44条第1項第5号)	5	5
17	20261028	株式会社FORCEONE（法人番号4200001036985） 代表者田村大虎	岐阜県瑞穂市田之上343番地9	本社営業所	岐阜県羽島郡岐南町下印食3丁目30番地4階D室	事業停止(30日間)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和8年6月25日及び令和8年7月17日、監査方針に基づいて、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	30	30

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。